

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		優良宅地認定（法人長期重課）
根拠条例・規則名		租税特別措置法
条 項		法 6 2 条 の 第 3 条 第 4 項 第 1 4 号 ハ
所 管 部 課		都市局 都市計画部 都市計画課 （電話：048-829-1427）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	さいたま市優良宅地造成等認定規則第 6 条 に規定する基準（別途昭和 5 4 年建設省告示第 7 6 7 号優良宅地基準）に適合し、手続きがこの規則に違反していないこと。
	設定等年月日	平成 1 7 年 1 2 月 1 日設定 令和 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	3 0 日
	設定等年月日	平成 1 7 年 1 2 月 1 日設定 令和 年 月 日最終改正
備 考		平成 1 0 年 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間にした土地の譲渡等には適用しない。（同上第 1 4 項） 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により事務移譲。